

伊那中央病院訪問看護事業に関する条例

平成 27 年 10 月 1 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 1 項及び健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業(以下「指定訪問看護事業」という。)並びに介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスである訪問看護事業(以下「指定居宅サービス訪問看護事業」という。)及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスである介護予防訪問看護事業(以下「指定介護予防サービス訪問看護事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 指定訪問看護事業、指定居宅サービス訪問看護事業及び指定介護予防サービス訪問看護事業を行うため、訪問看護ステーションを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 訪問看護ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那中央病院訪問看護ステーション

位置 伊那市小四郎久保 1313 番地 1

(対象者)

第 4 条 訪問看護ステーションを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するもので、主治医が必要と認めたものとする。

- (1) 疾病、負傷等により家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態である者
- (2) 介護保険法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者
- (3) 介護保険法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者

(料金)

第 5 条 訪問看護ステーションを利用する者は、訪問看護ステーションの事業に係る料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。

2 前項の料金は、次に定めるところによる。

- (1) 指定訪問看護事業 高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額又は健康保険法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費又は家族訪問療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- (2) 指定居宅サービス訪問看護事業 介護保険法第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生

## 第7編 伊那中央病院訪問看護事業に関する条例

労働大臣が定める基準により算定した費用の額から居宅介護サービス費として支給される額に相当する額を控除した額

- (3) 指定介護予防サービス訪問看護事業 介護保険法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、介護予防サービス費として支給される額に相当する額を控除した額

- 3 前項に定めるもののほか、組合長が規則で定める方法により事業を利用した者は、組合長が規則で定める額を同項の料金に加算して納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。